

平成26年度 行政評価委員会評価表

事業名	災害対策本部装備品・備蓄品	担当部	地域振興部
		担当課	防災課

基本情報

概要	区民、事業所は、自助として最低限3日分、できれば7日分の備蓄を行い、区及び都は、それを補完するための公的備蓄を行う。さらに、物資等の調達、備蓄倉庫・広域輸送基地、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等の整備について取り組みを行う。
活動内容	①区と都の備蓄の分担に基づいて、区は、1日分を目標に約50万食のビスケット、アルファ米を学校等の避難所に分散備蓄している。調整粉乳は、区が3日分を目標として備蓄している。同様に、生活必需品も学校等の避難所に分散備蓄している。 ②食料、生活必需品の確保を行うため、備蓄に加えて事業者と食料及び生活必需品の供給に関する協定を締結している。 ③飲料水及び生活用水の供給のため、給水拠点として、金町浄水場、水元給水所の2箇所と、上千葉・新小岩・渋江東公園の3箇所の応急給水槽が都によって整備され、都と区との役割分担により給水活動を行う体制が構築されている。 ④その他の飲料水や生活用水の備えとして、小中学校の受水槽、プールの活用、震災対策用深井戸の整備、協定による協力井戸等の給水手段を整備している。 ⑤災害対策本部や医療救護所が機能するために、必要な装備品及び災害用医療資器材を整備している。 ⑥物資等の輸送については、トラック協会等の団体と協定を締結し、災害時の輸送手段の確保を図っている。また、燃料の確保として石油商業組合と協定を締結している。
事業の目的	災害時に、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保し、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する。

実績情報

成果指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
	備蓄食糧充足率	備蓄食数／備蓄目標 ※462,450食(備蓄目標) =130,630人(避難所生活者数)×3食+70,560人(帰宅困難者数)×1食	%	目標	100	100	100		
医療資器材等配備品の点検及び医療救護訓練の開催回数	—	回	目標	1	1	1	1		
実績の評価・分析	平成24年度から平成25年度にかけての実績増については、平成24年度に東京都が発表した被害想定で、避難所生活者が減少したことに伴う増である。								



活動指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	目標
	備蓄食糧年間買い替え数	—	食	目標	108,720	105,780	184,550		
医療資器材の年間詰替箇所数	—	箇所	目標	7	7	7	6		
			実績	7	7	7			

方向性

評価してもらいたい点 ①あり方 ②課題	② 平成24年4月に東京都による「首都直下地震による東京の被害想定」の見直しが行なわれ、本区における被害想定は、避難所生活者：130,630人(54,661人・29.5%減少)/帰宅困難者：70,560人(38,945人・123.2%増加)と見込まれている。また、首都直下地震では、生活物資の輸送が数日間困難となること想定されるため、自助として、区民に1週間程度の食料等の家庭内備蓄を呼び掛けているところである。 新たな被害想定を受け、災害対策用備蓄品の備蓄計画の見直しが急務となっている中、現在3日分を目標としている公的備蓄のあり方について、ご意見をいただきたい。
所管課 評価による 方向性	改善 ①東京湾北部地震の被害想定では、約20万人の避難者が発生し、そのうち、避難生活者が約13万人と予想されており、これらの多数の避難者に対する飲料水、食料、生活必需品の供給が必要となる。特に、発災から3日間程度は、救援物資が届かないことが想定されるため、自助による備蓄の促進、3日分の公的備蓄を進める。 ②さらには、相模トラフ沿いのマグニチュード8クラスの大規模地震による混乱を考慮し、できれば7日分の家庭内備蓄の推進を行う。 ③食料、生活必需品の供給の際には、避難者の多様なニーズに対応する必要がある。高齢者、乳幼児等の災害時要援護者、食物アレルギー、食事制限、男女のニーズの違い等に配慮した調達体制を検討する。 ④発災後、数日以降は、区の調達の他に全国からの大量の救援物資が届けられるため、保管場所の不足、効果的な物資の管理・輸送の経験不足からの混乱、小口物資の膨大な仕分け作業が生じるおそれがある。そのため輸送拠点の運営と供給体制の構築や、物資受け入れのルールづくりを進める。 ⑤給水については、十分な量の飲料水が備蓄されているが、東京湾北部地震の被害想定では、区の71.2%で断水(断水人口32万人、1日で960m3の給水)し、十分な飲料水を確保するには、区及び都、さらには区民等との役割分担を明確にする。

コスト内訳(決算)

項目	単位	24年度	25年度	コストの主な内訳
収入	特定財源 国庫支出金	千円	0	0
	都道府県支出金	千円	0	0
	その他	千円	0	0
	一般財源 (a)	千円	45,112	77,622

事業費	直接事業費 (b)	千円	41,083	72,982	
	消耗品費	千円	30,763	46,715	ビスケット、アルファ米、保存水の購入等
	通信運搬費	千円	2	81	備蓄品運搬費、郵送料
	保険料	千円	0	37	災害対策車自賠責保険
	委託料	千円	8,627	11,620	各地区センターへの非常用LED設置委託等
	備品費 負担金	千円	1,691 0	10,539 3,990	にいじゅくみらい公園マンホールトイレメント購入等 かつしかFM緊急割込放送機器入替経費負担金
人件費等	職員人件費 (c)	千円	4,029	4,640	
	人件費	千円	4,029	3,900	
		人	0.51	0.50	
		再雇用職員	千円	0	740
	人	0.00	0.20		
	間接費 (d)	千円	0	0	
	調整額 (e)	千円	408	475	
	減価償却費	千円	0	0	
	金利	千円	0	0	
	退職給与引当 (控)コスト対象外	千円	408 0	475 0	
トータルコスト(f)	千円	45,520	78,097		

項目	単位	24年度	25年度	コスト 主な 増減の 理由
単位の定義	備蓄食糧年間買い替え数			
実績数値 (g)	食	105,780	168,420	
単位あたり区単コスト (a/g)	円	426	461	
単位あたりコスト (f/g)	円	430	464	

平成25年度は、区内区立小中学校の児童・生徒と教職員分の備蓄品を購入した。
①児童・生徒…ビスケット1日1食分
飲料水1日1ℓ
②教職員分…ビスケット1日2食分を3日分
アルファ米1日1食分を3日分
飲料水1日3ℓを3日分

物流・備蓄・輸送対策の推進

区民、事業所の自助として、発災直後の3日間できれば7日間の備蓄を行い、区及び都は、それを補完するための公的備蓄を行います。さらに、避難者の生命を守るため、物資を迅速かつ的確に避難者へ供給するための輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制の整備を取り組みます。

●備蓄

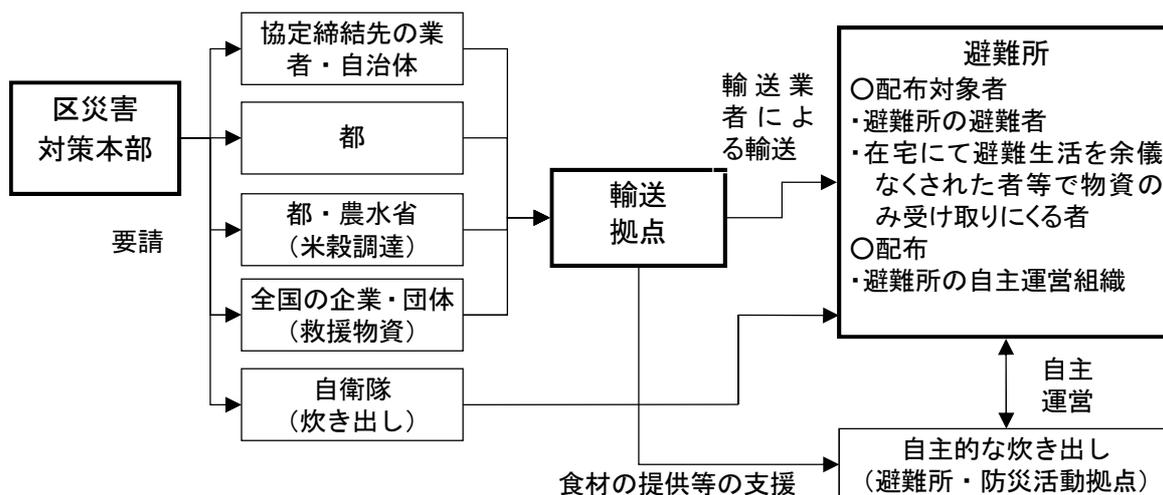
区民及び事業所は、発災後3日間は自助により生活できるよう食糧及び生活必需品の備蓄等を行います。さらに、相模トラフ沿いの巨大地震により流通が途絶した場合も考慮して、できるかぎり7日分の備蓄を行うことが必要です。

区は、建物の延焼、倒壊等により家庭内備蓄を持ち出せない被災者を対象として、建物全壊及び焼失棟数を基準とした備蓄目標を定め、ビスケット、アルファ米、乳児全員の調整粉乳を備蓄しています。

●物資の調達

4日目以降は、協定先からの調達や自衛隊の炊き出しを要請します。全国からの救援物資は、総合スポーツセンターエイトホール(第二順位:テクノプラザかつしか)に輸送拠点を設置し、受け入れます。

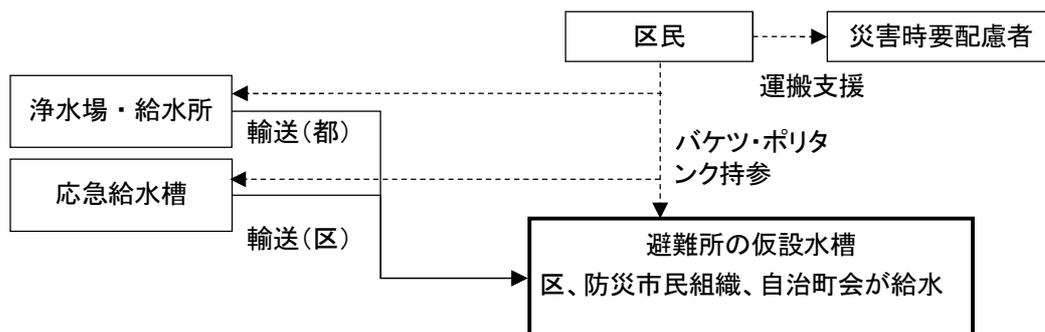
なお、救援物資は、まとまった量の物資のみを受け付けることを原則としています。



●飲料水・生活用水の供給

発災後3日間は、家庭及び事業所の備蓄を活用します。

飲料水は、都水道局と連携して浄水場・給水所・応急給水槽で区民が持参したポリタンク等に給水を行います。その後、避難所に仮設水槽を設置し、給水活動を行います。給水量は、原則として1人1日3リットルを目安としています。



生活用水は、各家庭の汲み置き水の他、避難所(学校)のプール、防災活動拠点の雨水貯留槽、震災対策用深井戸、災害協力井戸の水を活用します。

東京湾北部地震を想定した首都直下地震が発生した場合の
葛飾区の被害想定

		平成 24 年 4 月公表	平成 18 年 5 月公表
震 源		東京湾北部 (M7.3)	東京湾北部 (M7.3)
震 度		23 区の約 7 割が震度 6 強 (都内では震度 7 の地域も)	震度 6 強 88.6% 震度 6 弱 11.4%
気象条件		冬の夕方 18 時 風速 8 m/秒	冬の夕方 18 時 風速 15 m/秒
人的被害	死 者 (建物倒壊、火災等)	500 人	726 人
	負傷者	5,515 人	9,073 人
建物全壊 棟数	ゆれによるもの	7,230 棟	10,964 棟
	液状化によるもの	216 棟	2,202 棟
焼失棟数		11,114 棟	42,360 棟
避難人口		200,970 人	285,063 人
避難所生活者		130,630 人	185,291 人
疎開者人口		70,339 人	99,772 人
災害時要援護者		334 人	268 人

【参 考】

都内の総合危険度ランク5の地区 (ワースト10は別面、活動困難度を反映)

順位	区名	町丁目名	35 足立	本木2丁目	60 墨田	墨田2丁目
11	大田	羽田3丁目	36 荒川	町屋2丁目	61 足立	本木南町
12	荒川	西尾久5丁目	37 足立	千住仲町	62 足立	梅田3丁目
13	葛飾	東四つ木3丁目	38 大田	南蒲田3丁目	63 葛飾	西新小岩5丁目
14	墨田	八広3丁目	39 荒川	南千住5丁目	64 江東	東砂5丁目
15	江東	北砂3丁目	39 足立	関原3丁目	65 荒川	東尾久1丁目
16	足立	関原2丁目	41 荒川	荒川3丁目	66 葛飾	堀切5丁目
17	墨田	押上3丁目	42 北	岸町2丁目	67 足立	中川3丁目
18	墨田	東向島1丁目	43 荒川	東尾久2丁目	68 大田	中央3丁目
19	荒川	南千住1丁目	44 江戸川	平井2丁目	69 荒川	荒川4丁目
20	墨田	京島2丁目	45 足立	本木東町	70 足立	足立2丁目
21	足立	千住寿町	46 足立	千住元町	71 大田	仲六郷2丁目
22	荒川	町屋3丁目	47 台東	根岸4丁目	72 北	上十条5丁目
23	墨田	八広4丁目	48 新宿	赤城下町	73 葛飾	立石4丁目
24	北	志茂4丁目	49 墨田	立花2丁目	74 豊島	駒込6丁目
25	新宿	若菜3丁目	50 足立	中川2丁目	75 葛飾	堀切2丁目
26	荒川	西尾久2丁目	51 墨田	東向島5丁目	76 品川	二葉3丁目
27	荒川	東尾久6丁目	52 荒川	荒川2丁目	77 江戸川	南小岩6丁目
28	江東	大島7丁目	53 江東	亀戸5丁目	78 足立	柳原1丁目
29	足立	本木北町	54 北	上中里3丁目	79 足立	梅田2丁目
30	墨田	墨田4丁目	55 足立	西新井本町1丁目	80 足立	興野1丁目
31	墨田	京島3丁目	56 荒川	西尾久6丁目	81 葛飾	新小岩3丁目
32	墨田	墨田5丁目	57 墨田	東向島6丁目	82 江戸川	小松川14丁目
33	北	志茂5丁目	58 大田	西蒲田4丁目	83 葛飾	東立石4丁目
34	江東	北砂6丁目	59 墨田	八広1丁目	84 墨田	向島4丁目

(2013年9月18日 東京新聞より)

葛飾区備蓄倉庫一覧

通番	名称	構造	延床面積 (㎡)	所在地	所在地施設名	建設 年度	備考
1	高砂	鉄筋コンクリート 2階建	168	高砂4-3-1	高砂北公園	54	
2	水元	〃	400	東水元1-7-3	水元図書館	56	
3	立石	鉄筋コンクリート 4階建 1階部分	196	立石6-9-1	公園課庁舎	57	
4	新宿	鉄筋コンクリート 2階建 1階部分	126	新宿5-20-18	新宿防災コミュニティ センター	59	
5	お花茶屋	鉄骨造り 2階建 1階部分	20	お花茶屋1-22-1	お花茶屋公園	59	
6	奥戸第一	鉄筋コンクリート 1階建	122	奥戸7-17-1	総合スポーツセンター 陸上競技場	60	
7	西亀有	鉄骨造り 2階建 1階部分	50	西亀有1-26		61	
8	新小岩	鉄筋コンクリート 2階建	90	西新小岩1-1	新小岩公園	61	
9	奥戸第二	鉄筋コンクリート 1階建	82	高砂1-2-1	総合スポーツセンター 野球場	63	
10	木根川	鉄骨造り 2階建	164	東四つ木1-8-4	木根川集い交流館	1	
11	亀有	鉄筋コンクリート 1階部分	100	亀有1-10-1	すまいる亀有1号棟	1	
12	小菅	鉄骨造り 2階建 1階部分	32	小菅4-15	袋橋公園	1	
13	青戸第一	鉄筋コンクリート 1階部分	36	青戸3-15-4	青戸第一団地4号棟	5	
14	青戸第二	〃	35	青戸3-15-11	青戸第一団地11号棟	5	
15	東新小岩第一	〃	50	東新小岩3-8-2	アーバンライフ東新小 岩2号棟東側	5	
16	東新小岩第二	〃	50	〃	アーバンライフ東新小 岩2号棟西側	5	
17	東四つ木	〃	74	東四つ木4-44-2	東四つ木四丁目 都営住宅	9	
18	観光文化 センター	鉄骨造り 2階建 1階部分	143	柴又6-22-19	観光文化センター	9	
19	水元飯塚	鉄筋コンクリート 2階建	162	西水元1-2		11	
20	奥戸第三	鉄筋コンクリート 2階建 2階部分	32	高砂1-2-1	総合スポーツセンター 温水プール	20	
21	都西新小岩倉庫	鉄筋コンクリート 3階建	応急救助 物資寄託	西新小岩2-1		56	都福祉保健局 震災用備蓄倉庫
22	葛飾新宿みらい公園	鉄筋コンクリート及 び鉄骨造り	371	新宿6-3-20	葛飾にいじゅくみらい 公園	24	
23	備蓄倉庫	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	東立石4-7-1	本田中学校	52	
24	〃	校舎一部	63	南水元3-1-1	金町中学校	8	
25	〃	スチール倉庫	18	水元3-20-1	水元中学校	20	
26	〃	校舎一部	32	新宿3-20-10	新宿中学校	8	
27	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	細田1-6-1	奥戸中学校	48	61年度改築
28	〃	校舎一部	63	〃	〃	9	
29	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	小菅2-12-1	綾瀬中学校	18	
30	〃	〃	20	東新小岩4-2-1	上平井中学校	49	

通番	名 称	構 造	延床面積 (㎡)	所 在 地	所在地施設名	建設 年度	備 考
31	備 蓄 倉 庫	校舎一部	32	東新小岩4-2-1	上平井中学校	9	
32	〃	スチール倉庫	24	東四つ木1-3-1	中川中学校	19	
33	〃	校舎一部	32	柴又4-3-1	桜道中学校	9	
34	〃	〃	32	堀切1-36-1	堀切中学校	7	
35	〃	スチール倉庫	48	お花茶屋1-10-1	双葉中学校	8	
36	〃	〃	64	四つ木5-22-1	大道中学校	7	
37	〃	〃	22	四つ木4-22-1	四ツ木中学校	18	
38	〃	〃	22	新小岩4-30-1	小松中学校	20	
39	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	亀有1-23-1	亀有中学校		
40	〃	スチール倉庫	24	亀有 1-23-1	亀有中学校	15	
41	〃	スチール倉庫	24	立石 6-3-1	立石中学校	15	
42	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	金町 2-11-1	常盤中学校	52	
43	〃	校舎一部	32	〃	〃	9	
44	〃	〃	32	西亀有 4-1-1	一之台中学校	8	
45	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	青戸 5-10-1	青戸中学校	52	
46	〃	スチール倉庫	24	〃	〃	9	
47	〃	プレハブ造	25	堀切 8-12-1	青葉中学校	17	
48	〃	校舎一部	63	高砂 3-32-1	高砂中学校	8	緊急医療 救護所
49	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	〃	〃		
50	〃	校舎一部	63	東金町 5-3-1	東金町中学校	8	
51	〃	〃	60	水元 2-17-1	葛美中学校	8	
52	〃	〃	63	西新小岩 2-1-2	新小岩中学校	8	緊急医療 救護所
53	〃	〃	25	立石 1-7-23	本田小学校	7	
54	〃	〃	20	青戸 1-3-1	葛飾小学校	8	
55	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	立石 3-24-1	梅田小学校	53	緊急医療 救護所
56	〃	体育館一部	63	〃	〃	9	
57	〃	校舎一部	32	東四つ木 2-13-1	渋江小学校	7	
58	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	堀切 6-1-1	南綾瀬小学校	49	緊急医療 救護所
59	〃	校舎一部	32	〃	〃	9	
60	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	東堀切 3-26-1	上千葉小学校	51	

通番	名 称	構 造	延床面積 (㎡)	所 在 地	所在地施設名	建設 年度	備 考
61	〃	校舎一部	32	〃	〃	9	
62	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	堀切 2-42-1	堀切小学校	50	
63	備 蓄 倉 庫	校舎一部	32	堀切 2-42-1	堀切小学校	9	
64	〃	スチール倉庫	24	奥戸 8-20-17	奥戸小学校	14	
65	〃	校舎一部	32	西新小岩 4-22-1	上平井小学校	8	
66	〃	〃	32	東新小岩 7-18-1	二上小学校	7	
67	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	新小岩 2-25-1	小松南小学校	53	
68	〃	体育館一部	30	〃	〃	9	
69	〃	校舎一部	32	高砂 3-30-1	高砂小学校	9	
70	〃	〃	42	新宿 2-26-1	新宿小学校	8	
71	〃	〃	32	高砂 8-14-1	住吉小学校	7	
72	〃	スチール倉庫	24	青戸 8-17-1	亀青小学校	7	
73	〃	〃	24	亀有 4-35-1	道上小学校	23	緊急医療 救護所
74	〃	校舎一部	40	金町 3-44-1	金町小学校	7	
75	〃	〃	32	金町 4-21-1	末広小学校	7	
76	〃	スチール倉庫	15	柴又 4-30-1	柴又小学校	20	
77	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	鎌倉 4-24-1	鎌倉小学校	50	
78	〃	校舎一部	32	〃	〃	9	
79	〃	スチール倉庫	5	水元 4-21-1	水元小学校	19	
80	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	小菅 3-8-1	こすげ小学校	48	
81	〃	スチール倉庫	24	小菅 3-8-1	こすげ小学校	9	
82	〃	校舎一部	20	東金町 5-16-1	半田小学校	7	
83	〃	スチール倉庫	24	宝町 2-29-23	宝木塚小学校	16	
84	〃	校舎一部	32	青戸 6-18-1	青戸小学校	9	緊急医療 救護所
85	〃	〃	32	立石 6-2-1	清和小学校	8	
86	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	東四つ木 1-10-1	木根川小学校	49	
87	〃	校舎一部	32	〃	〃	9	
88	〃	体育館一部	58	亀有 5-2-1	中之台小学校	1	
89	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	堀切 1-22-1	綾南小学校	50	
90	〃	スチール倉庫	32	〃	〃	9	
91	〃	〃	32	東立石 1-2-1	川端小学校	9	

通番	名 称	構 造	延床面積 (㎡)	所 在 地	所在地施設名	建設 年度	備 考
92	〃	〃	48	柴又 3-10-1	北野小学校	8	
93	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	白鳥 3-4-1	白鳥小学校	51	
94	備 蓄 倉 庫	校舎一部	32	白鳥 3-4-1	白鳥小学校	9	
95	〃	〃	32	西新小岩 2-1-1	松上小学校	7	
96	〃	〃	63	小菅 1-25-1	西小菅小学校	10	
97	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	金町 1-15-1	柴原小学校	51	緊急医療 救護所
98	〃	校舎一部	32	青戸 4-24-1	中青戸小学校	8	
99	〃	スチール倉庫	32	奥戸 3-5-1	南奥戸小学校	22	
100	〃	校舎一部	32	堀切 6-21-1	東綾瀬小学校	8	
101	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	東金町 2-16-1	原田小学校	50	
102	〃	校舎一部	63	〃	〃	9	
103	〃	〃	32	柴又 5-12-15	東柴又小学校	9	
104	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	南水元 1-13-1	飯塚小学校	47	
105	〃	〃	20	西亀有 2-42-1	西亀有小学校	47	
106	〃	校舎一部	32	〃	〃	9	
107	〃	スチール倉庫	16	南水元 3-2-1	花の木小学校	19	
108	〃	スチール倉庫	24	奥戸 4-1-4	上小松小学校	18	
109	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	西水元 3-24-12	幸田小学校	48	
110	〃	校舎一部	24	細田 3-20-1	細田小学校	8	
111	〃	〃	63	東金町 1-33-1	東金町小学校	7	緊急医療 救護所
112	〃	スチール倉庫	24	東水元 5-38-1	東水元小学校	9	
113	〃	〃	17	四つ木 4-8-1	よつぎ小学校	20	
114	〃	校舎一部	32	四つ木 1-6-5	旧西渋谷小学校	7	
115	〃	〃	63	堀切 4-60-1	旧小谷野小学校	8	
116	〃	施設一部	63	堀切 3-34-1	地域福祉・障害者センター (ウェルビアかつしか)	7	
117	〃	校舎一部	32	新小岩 3-25-1	旧松南小学校 (東京シ ューレ葛飾中学校)	7	
118	〃	補強コンクリート ブロック平屋造り	20	鎌倉 2-12-1	総合教育センター (旧明石小学校)	47	
119	〃	校舎一部	32	〃	〃		

学校備蓄品標準一覧表

別紙 4

区 分	品 名	標準数量	内 訳
食 糧	ビスケット(5年)	7 箱	1,120食(80食×2缶/箱)
	アルファ米(5年)	10 箱	500食(50食/箱)
	飲料水(5年)	40 箱	480ℓ(2ℓ×6本/箱)
	カセットコンロ	2 台	
	コンロ用ボンベ	12 本	3本×4セット
	炊飯機器	1 基	
	缶きり	1 個	
	炊出し袋	3 包	3,000枚(1,000枚/包)
飲 料	0.5t給水タンク	1 基	
	紙コップ	1 箱	500個/箱
	ろ水機	1 台	
応 救	医薬品(2年)	1 組	
	発電機	1 台	
	投光機	2 台	
	コードリール	1 個	
	災害用救助ボート	1 艇	
	救命胴衣	6 着	大人5・子供1
	ブルーシート	10 枚	
	土のう袋	10 袋	
生活必需品	毛布	48 箱	480枚(10枚×48箱)
	断熱マット	16 箱	480枚(30枚×16箱)
	カーペット	10 箱	200枚(20枚×10箱)
	簡易トイレ	9 箱	54個(6個×9箱)
	簡易トイレ予備袋	250 枚	
	ビニール袋(20ℓ)	7 箱	4,200枚(600枚×7箱)
	ビニール袋(90ℓ)	2 箱	600枚(300枚×2箱)
	トイレットペーパー	6 箱	576個(96巻×6箱)
	組立トイレ	1 基	
	生理用品	4 箱	96パック(24パック×4箱)
	タオル	3 箱	600枚(200枚×3箱)
	安全キャンドル	20 個	
	子供用紙おむつ	1 箱	216枚(54枚×4パック/箱)
活 動	腕章	50 枚	
	特設公衆電話	5 台	

食料優先供給及び輸送に関する協定先

●相互応援協定（主に、食料品、生活物資等の備蓄物資の提供の要請）

- 1 特別区
- 2 福島県二本松市
- 3 茨城県土浦市
- 4 栃木県日光市
- 5 栃木県小山市
- 6 福島県塙町
- 7 新潟県十日町
- 8 岐阜県飛騨市
- 9 宮城県石巻市
- 10 千葉県市川市
- 11 千葉県松戸市
- 12 埼玉県八潮市
- 13 宮城県蔵王町
- 14 埼玉県三郷市
- 15 福島県湯川村
- 16 茨城県稲敷市

●応急炊出し活動業務の協力に関する協定

東京都エルピーガス協会葛飾支部

●米穀供給協力に関する協定

東京都米穀小売商業組合葛飾支部

●応急用麺類等の優先供給に関する協定

東京都麺類協同組合亀有支部

●緊急輸送業務に関する協定

社団法人東京都トラック協会葛飾支部

●応急用ゆで麺等の優先供給に関する協定

東京都製麺協同組合葛飾支部

●応急物資の優先供給等に関する協定書

- 1 株式会社イトーヨーカ堂
- 2 株式会社グルメシティ関東
- 3 株式会社京成ストア
- 4 株式会社ぱぱす

●応急対策に関する協定

東京スマイル農業協同組合

●紙おむつの優先供給に関する協定

東京ダイアバ株式会社

資料46-3 災害時における市川市と葛飾区との相互応援に関する協定書

市川市（以下「甲」という。）と葛飾区（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において、地震、水害、火災等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲又は乙が相手方に救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の応援を行うことにより、被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、相手方に対し、次に掲げる応援（以下「応援」という。）の要請をすることができる。

- (1) 食糧、生活物資等の救援物資の提供
- (2) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (3) 被災住民の受入れ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる応援

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による応援の要請（以下「応援要請」という。）をする場合は、併せて、次に掲げる事項を相手方に通知するものとする。

- (1) 救援物資の品名、数量、搬入場所等
- (2) 前条第2号に規定する職員の職種、人数、期間等
- (3) 被災住民の人数、健康状態等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（責務）

第4条 甲又は乙は、応援要請があった場合は、可能な範囲内において最大限これに応えるものとする。

2 甲又は乙は、相手方に対し、第2条第3号の要請をした場合においては、当該応援要請をした団体が当該団体の被災住民の支援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 救援物資の提供及び被災住民の受入れのための施設の提供に要した経費は、応援要請をした団体（以下「応援要請団体」という。）の負担とする。

2 前項に規定する経費を除くほか、応援に要した経費の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の一時繰替支弁）

第6条 応援要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）は、応援要請団体が前条の規定により負担すべき経費についてこれを支弁することが困難であるとしてその一時的な支弁を要請してきたときは、当該経費を一時的に繰替支弁することができる。

（自主応援）

第7条 甲又は乙は、災害が大規模で、通信の途絶等により相手方が必要な応援要請をすることができないと認めるときは、独自の判断に基づいて必要な措置を講ずることができる。

（損害賠償等）

第8条 第3条第2号の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、救援活動又は災害復興等の応援活動に従事したことにより損害を受けた場合の補償は、法令その他別に定めるものを除くほか、原則として、応援要請団体が行うものとする。

2 前項に規定する職員が応援活動に従事したため他人又は他人の建物その他の工作物等に損害を与えた場合は、原則として、応援要請団体がその責任と負担において対応するものとする。

（体制整備）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、防災訓練等を通じて必要な体制の整備に務めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し何らの申出をしないときは、更新の手続を経ることなく、この期間は更に1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了したときも、同様とする。

（その他）

第11条 この協定について、疑義を生じた事項、定めのない事項等については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙押印の上各1通を保有する。

平成24年5月9日

千葉県市川市八幡一丁目1番1号
甲 市川市
代表者 市長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
乙 葛飾区
代表者 区長

特集

いざというときの 役立ちガイド

防災 P.4-13

救急 P.14-15

防犯 P.16-17

放射線対策 P.18

防災／家庭の防災マニュアル

防災 家庭の防災マニュアル

東京都が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」によると、最も切迫性が高いとされる東京湾北部地震が発生した場合、葛飾区では右表のような被害が予想されています。

不測の災害に対して、区は万全の対策を講じていますが、被害を最小限に抑えるためには、区民の皆さん一人一人はもちろんのこと、地域において日ごろから最善の備えをし、適切な対応をとることが何よりも必要です。

また、災害による被害を最小限に抑えるためには、「自助、共助、公助」のそれぞれが連携することが大切だと言われています。この特集では、自助・共助・公助の視点からその対策についてご紹介します。

自助 【わが家の対策】

地震発生！ あなたはどこに？

地震は、時間や場所を選ばず突然やってきます。いどこにいても慌てず、落ち着いて行動することが、自分自身や家族の命を守ることに繋がります。そのために、日ごろから、次のような備えをしておくことが大切です。

自宅にいるときに地震が発生した場合

地震発生直後

テーブルや机の下にかくれ、家具や落下物から身を守ります。テーブルなどが近くにない場合は、手近にある座布団やクッション、雑誌などで頭を保護してください。

揺れが小さければすぐに火の始末をしましょう。揺れが大きい場合は、揺れがおさまってから火の始末をしましょう。

ほかの部屋に家族や同居人などがいる場合は、身を守るように声を掛け、安全確認をしましょう。

揺れがおさまった後

まず、家族などの安全確認をしましょう。火災が発生した場合は、慌てず、消火器などで初期消火をしてください。転倒した家具や割れたガラスに注意し、出口を確保

してください。屋外に出て、初期消火、救出救護または避難をする場合は6・7ページを参照してください。

外出先で地震が発生した場合

外を歩いているとき

揺れが強い場合、ブロック塀や自動販売機が倒れたり、窓ガラスや看板が落下してくることがあります。かばんや雑誌などで頭を保護しながら近くの空き地や公園に避難しましょう。

地下街

壁や太い柱に身を寄せ、揺れがおさまったら、係員の指示に従い避難しましょう。停電になっても、非常照明や誘導灯などがつくので、落ち着いて非常口へ向かいましょう。

百貨店・劇場・映画館



(葛飾区上空より撮影)

震源	東京湾北部 (M7.3)	
震度	23区の約7割が震度6強 (都内では震度7の地域も)	
気象条件	冬の夕方 18時 風速 8m/s	
人的被害	死者 (建物倒壊、火災等)	500人
	負傷者	5,515人
建物全壊棟数	ゆれによるもの	7,230棟
	液状化によるもの	216棟
焼失棟数	11,114棟	

東京都：首都直下地震による東京の被害想定より
詳しくは東京都ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp/>) で
ご覧いただけます。区防災課 ☎ 5654-8223 FAX 5698-1503

自助とは、自分の身は自分で守ることを言います。

防災備蓄品の準備、家の中の危険箇所の確認とその対策、災害時の家族の集合場所や連絡方法など、災害が起きたときに自分自身を守れる力を日頃から身につけておきましょう。

まず、「3日間を自力で生きる」準備が大切になります。

慌てて出口に向かわず、天井や陳列棚からの落下物に注意して、かばんや雑誌などで頭を保護してください。百貨店では大きな柱や壁、劇場や映画館ではいすの下やシートの間に身を寄せ、係員や館内放送の指示に従って避難してください。

自動車の運転中

慌てず落ち着いて停車し、交差点を避け、車を左に寄せてエンジンを止めて、カーラジオで地震情報を確認し

ましょう。車から避難するときは、火災を引きこまないために窓を閉め、エンジンキーを付けたままにし、ドアロックをしないでください。

電車やバスなどの乗車中

急ブレーキ・急停車や脱線をする恐れがありますので、つり革や手すりにしっかりつかまりましょう。不用意に車外へ出ることは、たいへん危険ですので、必ず車内放送や駅員、乗務員の指示に従い、避難してください。

水害対策についても準備を

平常時の心得

- ・洪水ハザードマップで自分が住んでいる地域の避難所と避難行動、想定される浸水深を確認する。
- ・高齢の方や障害のある方などが安全に避難できるよう、地域の皆さんで協力しておく。

集中豪雨の心得

雨の降り始めから短時間で浸水する危険性がありま

す。緊急時には近隣の高い建物や自宅の2階以上に避難しましょう。

避難時の心得

- ・区役所や警察署・消防署から呼びかけがあった場合、速やかに避難する。
- ・高齢の方などの避難に協力をする。
- ・動きやすい服装で2人以上で避難する。
- ・車の使用を控え、徒歩または公共交通機関で避難する。

あなたは大丈夫？ 地震への備え

住まいの対策

もし地震が起こったらどうなるかと考え、住まいを点検してみましょう。まず、危険なところを自分たちでチェックしてみて、早く改善しましょう。

危険物の点検

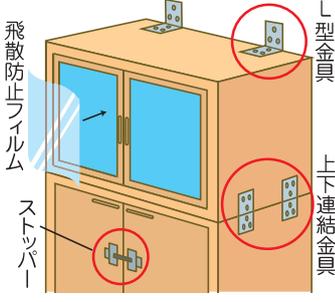
- 建物の外壁などの落下や塀が倒壊する恐れはないか。
→補修・取り替えを行う。
- 食器棚、たんすなどが転倒する恐れはないか。
→転倒、落下、移動防止対策を行い、固定する。
- 寝室などの部屋に必要な以上の家具を置いていないか。
→他の場所に移動する。
- 不安定なところにテレビなどの重いものを置いていないか。
→低い安定した場所に移動する。
- テレビや冷蔵庫などの上に物などを置いていないか。
→他の場所に移動する。
- 発火性の高い灯油、食用油などは転倒しないよう保管されているか。
→箱に入れ床面に置く。

家具類の転倒、落下、移動防止対策

倒れやすい家具

- 細長く高さのある物
 - 畳の上に置いてある家具類
 - 重心が高い物
 - 何段も重ねて置いている物
- 安全対策

- 家具を固定するものを取り付ける
- 家具をぎりぎりまで壁につけて置く
- 家具を窓ガラスからなるべく離して置く
- 家具にすべり止めを付ける
- 部屋の出入り口付近に物を置かない
- 食器棚などのガラスに飛散防止フィルムを貼る
- 食器棚などの扉にストッパーを付けて食器などの飛び出しを防ぐ



地震その時 10のポイント

地震時の行動

地震だ！ まず身の安全

揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

高層階(概ね10階以上)での注意点

高層階では、揺れが数分続くことがある。大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。



地震直後の行動

落ち着いて 火の元確認、初期消火

火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。出火した時は、落ちついて消火する。



地震後の行動

火災や津波 確かな避難

地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。

- ※避難場所／地震などによる火災が発生し、地域全体が危険になったときに避難する場所。
- 一時(いつとき)集合場所／近隣の人が一時的に集合する場所



正しい情報 確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。



非常持ち出し袋の用意

地震発生時には、何もかもを持ち出すことはできないので、家族構成に合わせた必要最小限の物をリュックサックに入れ、背負って、行動がすばやくできるか確かめておきましょう。

非常時に持ち出す物

- 貴重品（現金・通帳・印鑑など）
- 非常食
- 飲料水
- 懐中電灯・予備電池
- 携帯ラジオ
- ライター・マッチ・ろうそく
- 救急セット
- 衣類
- 靴（底の頑丈な物）
- 防災ずきんまたはヘルメット、防じんマスク、軍手
- タオル類
- 缶切り、ポリ袋、チリ紙、歯磨きセット

ほかに、乳児がいる家庭は、ミルク類、ほ乳ビン、おむつ、おんぶひもを、高齢者や障害のある方がいる家庭は、看護・介護用品・常備薬を用意しましょう。



あわてた行動 けがのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。



窓や戸を開け 出口を確保

揺れがおさまった時に、避難できるよう出口を確保する。



門や塀には 近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。



確かめ合おう わが家の安全、隣の安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。



協力し合って 救出・救護

倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。



避難の前に安全確認 電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。



食料・水・救急セットを備える

被災して、まず必要となるのは、食料と水です。被災後の生活を支えるために、1人最低3日分を、用意しておきましょう。その際、購入月日を記入して、定期的に入れ替えましょう。

食料(非常食)

一般の食品(缶詰はなるべく缶切りを要しないもの)

- 乾パン
- 缶詰のご飯、またはアルファ米
- 肉や魚の缶詰
- レトルト食品 梅干 チーズ
- 菓子類 のど飴など
- そのほか
- 割りばし スプーン
- 万能ナイフ 紙皿
- 缶切り 食品包装用ラップ など

水

1人1日に3リットルの飲料水が必要です。ペットボトルなどに入った長期間保存可能な水を家族が、3日間程度の生活できる分を用意しておきましょう。風呂の残り湯は、消火やトイレのときの生活用水になります。捨てずにためておきましょう。

救急セット

大地震の場合、交通や電話の不通、同時多発火災などで、消防署などによる救急活動が困難になります。軽いけがなどに備えて、応急処置用の医薬品を救急箱にそろえておきましょう。

- 消毒液 包帯 ガーゼ マスク
- ばんそうこう 鎮痛剤
- 風邪薬 胃腸薬
- 湿布薬 はさみ ピンセット 体温計
- 目薬 生理用品
- ティッシュ類 常薬 など

共 助 【地域の対策】

地域ぐるみの助け合い

避難困難な方への支援

自治町会などを中心に、普段から近所にいる高齢の方や子どもたち、障害のある方などのことを考えながら、災害が発生した場合には皆で協力して救出・救護ができるように準備しておくことが大切です。

地域による支援体制づくり

地域では、寝たきりの高齢者や身体に障害のある方のために、近所の方と防災市民組織(自治町会)とが連携した支援体制をつくり、困ったときの相談先や連絡先を普段から把握するなど、情報の提供や日ごろの備えなどの協力ができるようにしておくことが必要です。

自ら地域への働きかけ

寝たきりの高齢者や身体に障害のある方がいる家庭では、普段から地域との交流をもつように心掛け、避難を要するときの援助をしてもらうようにしましょう。

防災市民組織(自治町会)の活動

平常時

防災市民組織(自治町会)は、地震が発生した直後だけでなく、平常時においても、防災の啓発や地域の防災計画、防災資器材の点検や防災訓練を実施するなど、地域の防災力を担っています。

災害時

大地震などの災害は、行政機関の災害対策活動だけでは、十分な対応ができません。そのため、地域住民を取りまとめ、防災活動を行う防災市民組織(自治町会)による役割が重要になります。



ガスが止まった時 マイコンメーターの復帰操作方法

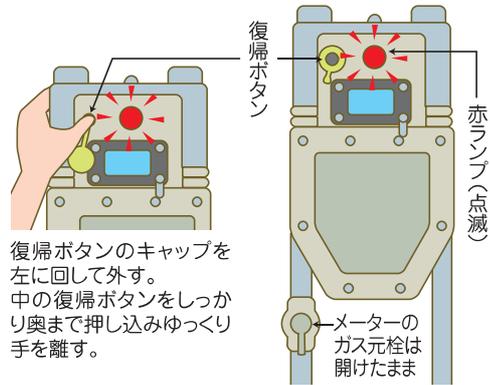
ガスが止まったら

東京ガスお客さまセンター ☎ 0570-002211

震度5程度以上の地震で、ガスの異常をマイコンが感じると、自動的にガスが止まります。ガスが止まった時は次の操作をすると、元に戻ります。

- ① ガスが止まって、ガスメーターの赤ランプが点滅していたら、まずガス漏れなどの異常がないか確認します。異常がない場合、すべてのガス器具(屋外も同様に)の栓を閉じ、スイッチを回すなどして止めましょう。マイコンメーターの元栓は開けたままに。
- ② マイコンメーターの復帰ボタンに付いているキャップ(キャップのないメーターもある)を左に回して外し、中の復帰ボタンをしっかりと奥まで押し込み、ゆっくり手を離します。

- ③ 手を離すとボタンは元にもどり、赤ランプが点灯し、ふたたび点滅を始めます。
- ④ キャップを元に戻し、ガスを使わないで3分待ちます。赤ランプの点滅が消えればOKです。



共助とは地域や近所で助け合うことです。

阪神・淡路大震災において、家の下敷きになった多くの人を助け出したのは近所の人たちでした。

特に大規模災害時の避難や救助では隣近所の助け合いが重要な力となります。

救出・救護活動、初期消火や避難誘導、情報の収集伝達、給食、給水活動の協力や避難所運営の支援をします。

防災訓練への参加

地震が発生すると誰でもパニック状態になり、災害時の行動を頭の中で理解しているだけでは、実際の行動を的確かつ迅速に行うことができません。被害を最小限に抑え、全員が的確に行動するためには、防災訓練に参加して各自がとるべき行動を体で覚えておくことが必要です。区では、次のような防災訓練を実施していますので、積極的に参加しましょう。

総合防災訓練

毎年、区・区民・民間協力団体および防災関



係機関が一体となって、震災時の円滑な応急対策を実施できるよう行われる総合的な防災訓練です。

地区防災訓練

区内の各地域で防災市民組織(自治町会)が中心となって行う防災訓練です。

学校避難所運営会議

大地震によって、自宅が倒壊・焼失したり、自宅にすることが困難な場合の一時的な生活の場となることを想定し、地域住民が、自主的に避難所を運営するもので、学校と複数の自治町会などで構成しています。

平常時

災害時には、多くの被災者が学校避難所に集まるのが想定されるので、その受け入れの体制づくりや避難所での生活訓練を行います。

災害時

災害によって、学校に避難した被災者に一定の期間、生活の支援活動などを行います。

地域での防災活動と避難 できるだけ地域にとどまり、防災活動を行います

「地震＝すぐ避難」と考えてしまいますが、地域の被害を最小限に抑えるためには、できるだけ地域にとどまり地域の皆さんが協力して、初期消火や救出活動を行うことが大切です。

しかし、火災の延焼範囲が拡大したり、余震などにより家屋が倒壊する恐れがある場合は、無理をせず速やかに避難をしてください。

いつ避難する？

次のようなときは、避難をしてください（風評・デマに惑わされないようにしましょう）。

- ・区、警察、消防などの防災関係機関から避難勧告、指示（防災行政無線や広報車など）が出されたとき
- ・周囲の状況または自主防災市民組織（自治町会）が避難の必要があると判断し、避難の呼びかけがあったとき
- ・初期消火が間に合わず、火災の延焼範囲が拡大するおそれがあるとき
- ・余震などにより家屋が倒壊する恐れがあるとき

どこへ避難する？

避難の勧告や指示が出された場合は、区、警察、消防、防災市民組織（自治町会）などの指示に従い、できるだけ自治町会など集団で避難をしてください。

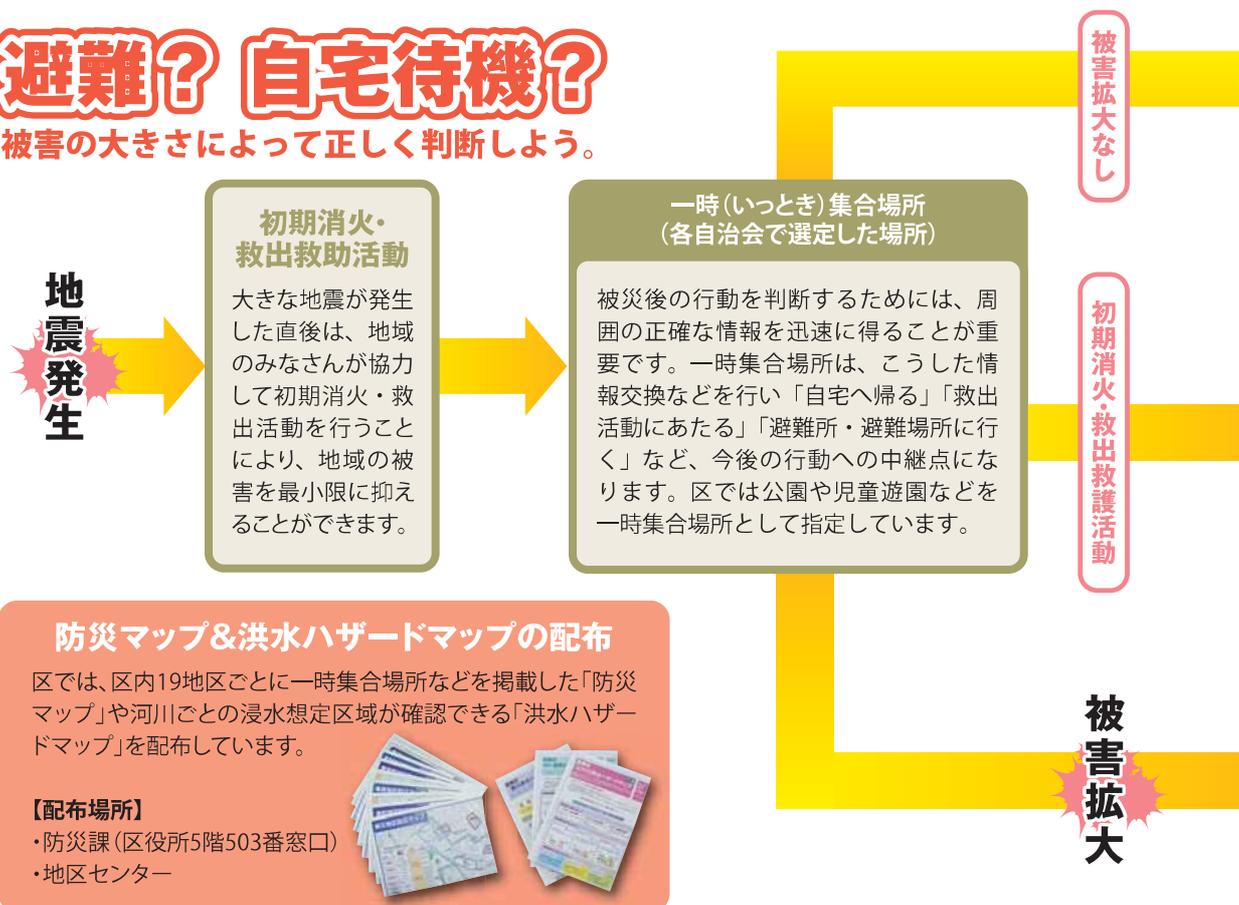
避難場所などを自分の目と足で確かめましょう

一時（いつとぎ）集合場所

避難するとき、まず最初に来る場所が一時集合場所です。公園や児童遊園、神社など、各地区の自治町会によって決められています。

避難？ 自宅待機？

被害の大きさによって正しく判断しよう。



▶一時集合場所については、**防災課** (☎5654-8223) または、区のホームページをご覧ください。

避難場所

地震などによる火災が発生し、地域全体が危険になった時に避難する場所です。指定された避難場所に避難できないこともありますので、他の避難場所も確認しておきましょう。

▶詳しくは綴じ込み地図「葛飾区防災マップ」をご覧ください。

災害時医療救護所

地域保健課 ☎ 3602-1231 FAX 3602-1298

災害時に医師が用いる医療用資器材などを備蓄しています。大規模な災害で多数の傷病者が発生したときや医療機関の機能が一時的に停止したときには、区内の医療関係機関(医師会・歯科医師会等)の協力のもと、医療救護所を開設し被災者の迅速な救護を行います。

▶詳しくは綴じ込み地図「葛飾区防災マップ」をご覧ください。

防災活動拠点

地震発生後、自宅の被害が少なくても電気やガス、水道が使えないことがあります。そのような時に備え、公園にかまど兼用ベンチや仮設トイレなどの生活支援設備や地域での初期消火や救出救助活動を行う防災資器材を配備した防災活動拠点の整備を進めています。

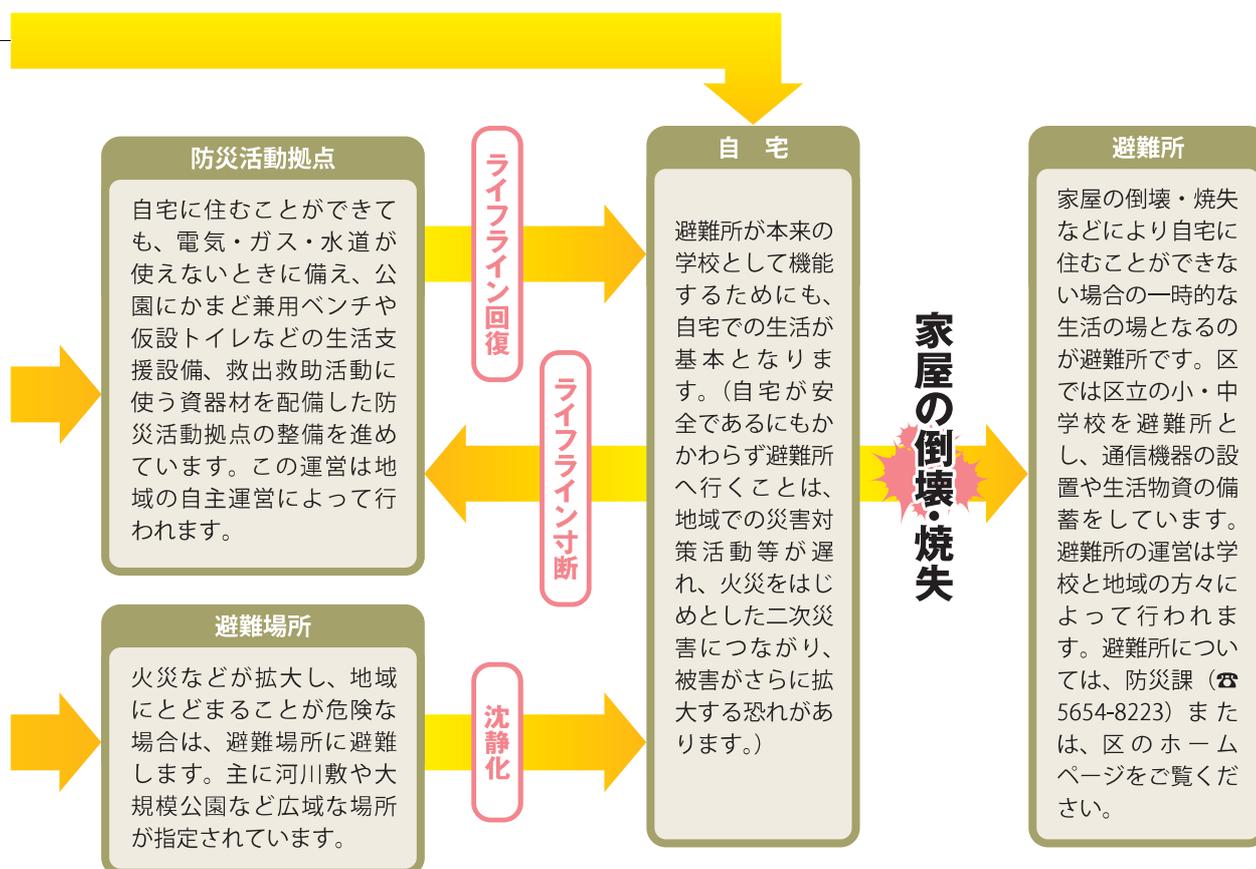
▶詳しくは綴じ込み地図「葛飾区防災マップ」をご覧ください。

給水拠点

給水拠点は、災害時に水道が断水した場合に備え、復旧までの飲み水を確保してある場所です。

大地震が発生し、断水になったときでも、応急給水槽や浄水場・給水所などの給水拠点で、応急給水を受けることができます。普段から、いざという時のために、自宅にいちばん近い給水拠点を確認しておきましょう。

▶詳しくは綴じ込み地図「葛飾区防災マップ」をご覧ください。



公 助 【葛飾区の対策】

葛飾区の防災対策

食糧・生活物資の備蓄

区では災害時に備え避難所や災害用備蓄倉庫に食糧や生活必需品などを備蓄しています。

避難所

区では区立の小・中学校77カ所(旧学校4カ所を含む)を災害時の避難所とし、食糧や生活必需品、そのほかの資器材を備蓄しています。

避難所の主な備蓄品

食糧…アルファ米、ビスケット、飲料水など
生活必需品…毛布、断熱マット、簡易トイレ、紙おむつなど
資器材…発電機、投光器、災害救助用ボートなど

災害時の相互協力

災害時は、区だけでなく、ほかの防災関係機関や協定締結団体に協力を要請し、迅速な応急活動を行います。

他の地方自治体との協力

地震により災害が発生した場合に、迅速に災害応急活動を行うため、他の地方自治体と災害時の相互の応援協定を締結しています。

主な協定内容

救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受け入れなど

民間団体との協力

区では、地震などの災害時に民間団体から積極的な協力を得られるようにさまざまな民間団体と協定を締結しています。

主な協定内容

医療救護活動の協力・応急物資の供給・緊急輸送業務の協力・燃料の供給・被災住民の受け入れなど

防災情報の収集・提供

地震などの災害が発生した場合、区では、防災関係機関などと協力し、次のような情報の収集と提供を行います。

固定系防災行政無線

災害が発生したとき、または発生が予測されるときに、速やかに防災上の情報を提供することを目的とし、区役所の屋上や、中高層マンションの屋上、公園などに屋外スピーカーを設置しています。(区内129カ所)

全国瞬時警報システム(Jアラート)

人工衛星を経由した国の信号が、固定系防災行政無線を自動起動して、屋外スピーカーから、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報などの緊急情報をお知らせします。

地域系防災行政無線

災害時には電話や携帯電話などの通信手段が使用できなくなることが予想されます。そのような場合でも、区・警察・消防・病院・各ライフライン機関などが相互に情報連絡を行い、迅速な応急活動を行うため、このような防災関係機関に無線機を配備しています。

コミュニティFM

かつしかエフエム(周波数78.9MHz)の協力のもと、災害時に災害防災情報を優先して放送します。

エリアメール・緊急速報メール

区内のNTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話などに、災害・避難情報などの緊急情報を配信します。

街路消火器の設置

地震による火災の拡大を防ぐには、地域での初期消火が重要となります。区では震災時の火災に備え、区内全域の街路に約8,700本の消火器を設置しています。地震の際の火災だけでなく、平常時の火災の際にもご使用ください。

耐震診断・改修費等助成

wb442

建築課 ☎ 5654-8552 FAX 3697-1660

地震による住宅等建築物の被害を軽減し、震災時の活動拠点や避難路を確保するために、耐震診断、改修工

公助とは行政が地域を守ることです。

日頃から防災情報を提供したり、災害時には迅速に情報伝達を行います。

また区民の皆さんの防災意識の向上のための広報や訓練などを推進します。

事等や住宅の倒壊から高齢者等の生命を守るための耐震シェルター設置に係る費用の一部を補助します。

- ・木造住宅等耐震診断、改修設計、改修工事、建て替え工事、除却工事
- ・木造以外の住宅等耐震診断、改修設計、改修工事
- ・緊急輸送道路沿道建築物（分譲マンションに限る）耐震診断、改修設計、改修工事
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断等
- ・耐震シェルター等設置

なお、補助対象建築物や補助金額等については、相談してください。

細街路の拡幅整備

住環境整備課 ☎ 5654-8350 FAX 5698-1536

狭い道路（細街路）に接する敷地に建物をつくる場合、建築基準法で定められた4mの道路を確保する必要があります。そのため、道路の中心から2m後退しなければなりません。後退した境界線までの後退用地やすみ切り用地は、区の費用で舗装し、門・塀などの除去・築造の工事費の一部を補助します。建て替えを待たずに整備などを行うこともできます。

不燃化の促進

建築課 ☎ 5654-8355 FAX 3697-1660

奥戸街道の両側のおおむね30mの区域内で耐火建築物を建築する方に、建築費の一部を補助します。

【補助期間】平成26年3月末まで

災害や事故に遭ったときは

り災（火災）証明

■ 本田消防署（東立石3-12-7） 予防課防火管理係
調査担当 ☎ 3694-0119 内線610

■ 金町消防署（金町4-15-20） 予防課防火管理係
調査担当 ☎ 3607-0119 内線610

災害にあったときは、り災申告書（動産・不動産）を消防署に提出してください。提出すると、後日、税金の減免や登記の抹消などの申請、保険金請求などに必要となる、り災証明の発行が迅速に行われます。

災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付

■ 福祉管理課 ☎ 5654-8244

災害救助法が適用された風水害・地震などの自然災害や、厚生労働大臣が定めた災害で被害を受けた方に、弔慰金・障害見舞金の支給、援護資金の貸し付けをします。

小災害り災世帯などの応急援助

■ 福祉管理課 ☎ 5654-8244

区内で発生した火災・風水害（災害救助法の適用に至らない規模のもの）により、住宅などに被害を受けた方に応急援助として見舞金品を支給します。

施策 02 災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制にします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では「葛飾区地域防災計画」に掲げた地震被害の減災目標の実現に向け、防災行政無線のデジタル化、装備品・備蓄品の整備、避難施設の確保や食糧・生活必需品等調達のための関係業界や事業者との協力協定の締結、防災設備の適切な維持・改修などを推進してきましたが、東日本大震災の経験と教訓から、これまでの取り組みを見直すべき点も出てきています。
- 本区は東京都の東部低地帯にあり、満潮時には海面以下となる地域が大きく広がっています。このため、万が一、大規模な水害が発生した場合には広域避難が前提となりますが、地震災害と風水害が連続して発生する複合的な災害など、避難する時間がない事態の発生に備え、身近な避難場所の確保が求められています。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）の影響に対して、区民に不安が生じています。区では事故以来、学校、保育園、公園などの空間放射線量の測定や放射線量低減の取り組みに加え、学校等のプール水や給食に含まれる放射性物質の検査を実施してきました。今後も、事故由来放射性物質の影響に対する区民の不安を解消するための対策を、さらに進める必要があります。

【施策の方向】

- 災害時に迅速かつ的確な応急対策及び復旧対策が展開できるよう、情報通信手段の整備、食糧・水・生活必需品等の確保、より実践的な総合防災訓練等の実施、帰宅困難者・駅前滞留者対策、地域と協働して取り組む復興模擬訓練等の復興への事前対策などについて、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、推進していきます。
- 水害対策として、広域避難も視野に入れた近隣自治体との相互協力体制の構築を推進するとともに、身近な避難場所の確保等について早期の検討を進めます。また、堤防整備の促進を国や都に働きかけます。
- 事故由来放射性物質の影響に対する区民の不安を解消するため、空間放射線量の測定や放射線量低減の取り組みなど様々な対策を進めます。



中川左岸の築堤・散策路（西水元）

【指標と目標値】

指 標	指標の説明又は出典	現 状 値 (平成23年度)	平成27年度	平成30年度	平成34年度
区の防災対策が進んでいると思う区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査	31.9	40.0	43.0	47.0

【事業者の役割】

□ 災害時における事業継続の実効性を高めるとともに、地域社会の一員として、帰宅困難者・駅前滞留者対策や救援・応急活動の支援など、事業所内にとどまらない災害応急体制づくりに取り組みましょう。

【計画事業】

事 業 名	事 業 内 容
〈新〉 情報連絡体制の強化	災害時における地域の情報を速やかに収集するため、災害対策拠点となっている地区センターと地域住民との間で情報の収集・伝達が可能な連絡体制を構築するとともに、高所カメラの設置などについて検討を進めます。
〈新〉 水害対策の強化	広域避難対策も視野に入れた近隣自治体との相互協力体制の構築を進める一方、身近な避難場所を確保するための中高層建築物へ避難できるしくみづくりや上階に避難場所や非常用発電機等を設けた浸水対応型建築物の整備推進、物資輸送等の拠点となる高台の確保等について、早期に検討を進めます。また、治水安全度の向上を図るため、中川の堤防高不足の解消や耐震補強の促進を国や都に働きかけます。
〈新〉 放射線対策	区内の空間放射線量の定点測定を継続実施し、その結果を公表するとともに、事故由来放射性物質の影響に対する正しい知識・情報の普及啓発、公共施設での測定と測定結果に応じた除染等の作業、放射線測定機器の貸出し、必要に応じた給食の検査などの対策を進めます。

〈事業一覧〉 (平成24年度実施)

気象観測情報システム等運用	放射線対策
災害対策本部装備品・備蓄品	火災等り災者見舞金支給
深井戸給水施設保守委託	水防関係
防災行政無線	河川・公共溝渠維持管理
防災計画推進	排水場施設整備
総合防災訓練	地籍調査事業
防災倉庫等維持管理	